

税の川通信

海外関連会社との取引

(国際課税税制) について

中国、東南アジア諸国他海外に子会社、関連会社を有する法人が増えています。そこで法人の海外関連会社との取引、海外関連会社から受ける配当についての税務上の制度についてとても複雑でわかりづらいのですべては書きませんが概要を書いてみます。

移転価格税制(外国子会社等との取引価格)

内国法人と外国関連会社(以下「国外関連者」という)との取引の対価の額が通常より低い価格での売り上げ、過大な価格での仕入をすることにより、日本国内の所得が減少



鈴木英男 税理士事務所
税理士 鈴木子史孝

する場合には、一般的な価格(以下「独立企業間価格」)で取引されたものとみなして、内国法人の所得の金額を計算する制度です。

つまり国外関連者との取引価格を調整し国外に所得を移転するのは認めませんということです。

(1) 国外関連者

国外関連者とは、内国法人と特殊の関係にある外国法人を言います。原則として、50%以上の株式総数又は出資を保有する関係の子会社又は親会社を言います。

(2) 独立企業間価格の算定方法

- ① 独立価格比準法
- ② 再販売価格基準法
- ③ 原価基準法
- ④ ①②③に準ずる方法

外国子会社から受ける配当等の益金不算入

外国子会社配当金益金不算入は、国際間の二重課税排除するための制度です。二重課税とは、配当を支払う外国子会社が所在国で外国法人税

の課税を受け、更に配当を受けた内国法人の段階で日本の法人税を課税した場合に、外国法人税と日本の法人税が二重で課税される状態です。他にも国際間の二重課税排除するものとして内国法人が外国法人税を納付した場合に、日本の法人税から外国法人税を控除する外国税額控除制度がありますが、今回は外国子会社配当金の益金不算入制度について記述します。

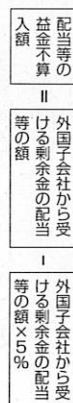
内国法人が外国子会社から受ける配当等の額については、一定の申告手続を条件にその内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入しないこととされています。益金不算入とは法人税の計算上配当金は収益として認識しませんという意味です。

益金不算入制度は、確定申告書等に益金の額に算入されない剰余金の配当等の額及びその計算に関する明細を記載した書類の添付があり、かつ、一定の書類を保存している場合に限り、適用されます。

(1) 益金不算入額の計算

内国法人が外国子会社から受ける剰余金の配当等の額がある場合には、その剰余金の配当等の額からその剰余金の配当等の額に係る費用に相当する金額として、剰余金の配当等の額の5%を控除した金額をその内国法人の各事業年度の所得の金額

の計算上、益金の額に算入しないことができます。



(2) 対象となる外国子会社

- ① 外国法人の発行済株式又は出資(自己の株式又は出資を除く。)の総数又は総額のうち25%以上を保有していること。
- ② 剰余金の配当等の額の支払義務が確定する日以前6月以上継続して保有していること。

(3) 外国子会社から受ける配当等に係る外国源泉税等の損金不算入

内国法人が外国子会社から受ける配当等の益金不算入の規定の適用を受ける場合はその配当等に係る外国源泉税等の額は、その内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入されません。

おわりに

今回は、紙面の都合上、移転価格税制・外国子会社から受ける配当等の益金不算入のみですが、国際課税税制には他にも外国税額控除、タックスヘイブン税制、過少資本税制及び過大支払利子税制があります。海外関連会社との取引には検討が必要となります。